（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、基本測量関係事項関係　二
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、会社更生、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二九
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四六号）（法務省）

総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二八年法律第五三号）の一部の施行期日は、平成二八年七月一日とすることとした。

◇中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四七号）（経済産業省）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二八年七月一日とすることとした。

◇中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四八号）（経済産業省）

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名を「中小企業等経営強化法施行令」と改めることとした。

2　中小企業者等の範囲を定めることとした。

3　経営力向上関連保証に係る保険料率を定めることとした。

4　主務大臣の権限の委任について定めることとした。

二　地方税法施行令の一部改正関係（第二条関係）

経営力向上設備等に該当する機械及び装置のうち、固定資産税の課税標準の特例の適用を受けるものの範囲を定めることとした。

三　経済産業省組織令の一部改正関係（第八条関係）

経営力向上計画等の事務に係る所掌を定めることとした。

四　施行期日

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第五八号）の施行の日（平成二八年七月一日）から施行することとした。

政　令

総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十六号

総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律のうち総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四条の改正規定（「同じ。）」の下に「及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）」を加える部分を除く。）、同法第七条及び第三十条第一項第二号ホの改正規定、同項中第九号を第十二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げる改正規定、同項中第二号の次に三号を加える改正規定（第四号に係る部分に限る。）、同法第三十一条及び第三十二条の改正規定、同法第三十四条第二項の改正規定（同項第一号中「並びに同号ロ」を「、同号ロ」に改める部分、「支払に関する事項」の下に「並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に関する事項」を加える部分及び「同号に」を「同項第二号に」に改める部分並びに同項第一号の次に一号を加える部分を除く。）並びに同法第三十六条第一項、第三十七条、第四十三条第一号及び第四十六条の改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十八年七月一日とする。

法務大臣　岩城　光英

内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十七号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

御　名　御　璽

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　森山　裕

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣　石井　啓一

政令第二百四十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第二項第三号及び第四号、第十六条第十一項並びに第五十一条第一項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十六項の規定に基づき、この政令を制定する。